

第18回規制改革会議終了後記者会見録

1. 日時：平成25年10月24日（木） 11:45～12:27
2. 場所：合同庁舎 4号館 6階620会議室

○司会 それでは、ただいまから先ほど行われました規制改革会議の様様につきまして、岡議長から御説明いたします。質疑はその後まとめてお願いします。

なお、次の日程の都合上、12時半まででお願いしたいと思います。

議長、よろしくお願ひいたします。

○岡議長 ありがとうございます。

本日の第18回規制改革会議についての報告をいたします。

本日のテーマは4つございまして、最初が、前期に我々がまとめました答申の中から「重点フォローアップ案件」という形で12項目、時間軸を決めながらしっかりフォローしていこうということで皆様方に御報告しておりましたけれども、本日はその中から2つの項目についての議論をいたしました。

最初が「老朽化マンションの建替え等の促進」について。もう一点が「すべての社会福祉法人の経営情報の公開」という項目でございます。

第1のテーマにつきましては、国交省から説明を受け、議論をしたところでございます。非常に活発な議論がありました。問題意識は国交省もしっかりと認識していると私は受けとめております。築32年もたった古い建築基準で建てられたマンションがたくさん残っている。これを建替えるためのいろいろな手だてを考えるべきであるということでもあります。私どもの会議としましては、できるだけ早くこの建替えが進むように国交省あるいは今日出席いただきました法務省ともども、是非積極的前向きに検討していただきたいということ強く申し上げました。加えて、このマンション建替えが行われれば、経済的効果も大いに期待できるでしょうということについても触れさせていただきました。

2つ目の「社会福祉法人の経営情報の公開」についても、前期の議論の中で取りまとめまして、社会福祉法人の財務情報、経営情報を公開すべきであることについて強く申し上げました。厚労省も姿勢としては基本的にそのような方向にあるわけではありますが、具体的な中身としましては、昨年度、すなわち24年度の状況について一度報告してほしいということを以前から申し上げておったわけですが、本日はその調査結果が報告されたということでもあります。

中身については皆さんのお手元の資料にあると思いますが、実態としては、多くの委員の皆さんも同様の御発言がありましたけれども、公開状況が「余りにもお粗末である。十分でない」という意見が多々ございました。ホームページもしくは広報誌を持っていなが

ら公表されているところがまだ半分ぐらいしかない。さらに、ホームページあるいは広報誌すら持っていないところが2割ぐらいあったという報告にもなっておりまして、そういう意味では、体制そのものも整っていないのではないかとということです。もう一つは、所轄庁についても今回調査していただいたわけですが、ここの公表状況も大変不十分であるといった意見がたくさん出されました。今日報告いただきましたのは、7月末時点での調査結果の報告であったわけでありますが、是非フォローアップしていただきたいと。その結果をまた報告していただきたいということが1つありました。25年度、すなわち今年度、これは来年公表される対象になるわけでありますが、ここについては100%しっかりと公表する方向でしっかりフォローしていただきたいということも申し上げております。

以上が重点的フォローアップの2点でございます。

議題の2番目は「保険診療と保険外診療の併用療養制度について」ということで、本日はお二方からのヒアリング行いました。お一方は、河北総合病院の河北理事長。もう一方は、日本医師会の今村副会長でございます。両氏から御説明をいただいた後、活発な意見交換をさせていただきました。本日のこの会議の目的は、保険診療と保険外診療の併用療養制度、いわゆる混合診療についての理解を深めることが目的でございましたので、いろいろなやりとりで理解を深めていただいたと思います。今日は会議としての意見の取りまとめということではございませんので、理解を深めたという成果があったと私は認識しておりますし、今日の会議だけで十分であったかどうかについては、まだまだ十分でないだろうということで、引き続きいろいろな方の意見を聴いていきたいと思っております。医師会の今村さんからは、いつでも問合せ、質問してくださいという御発言もございました。

3番目の議題は「公開ディスカッションの開催について」であります。お手元の資料にもありますとおり、11月28日に2つのテーマで公開ディスカッションをすることに決まりました。是非、皆様方の御参加を期待したいと思います。

この公開ディスカッションは、ペーパーにもありますように、規制とは何であるか、規制改革とは何であるかといったことについて、国民の皆様のご理解を深めていただきたい。世論を盛り上げたいということが目的でございまして、公開ディスカッションの中で何か一定の結論を導き出すといったことを目的とはしておりません。したがって、テーマもより国民の関心の高そうなものということでこの2つを選んだわけでございます。是非その狙いについて御理解をいただきたいと思っております。

議題の4番目が「規制改革ホットラインの現状」につきまして、事務局から説明を受け、委員の皆さんの理解を深めていただいたということでもあります。これもお手元の資料にあるかと思いますが、直近のところで1,600件を超える御要請が届いてきておりまして、その中から関係省庁に私どもから提示した件数は累計で532件という形であります。

私は、一つ一つの御要請を全部見ているわけではないのですが、このホットラインに寄せられたものが結構規制改革としてしっかりやらなければいけないものがあるなという認識を強めております。中には、霞ヶ関の関係省庁が直接管理している法律、省令ではない

もっと下位の規範で苦勞されているという話も具体的に寄せられております。私どもとしては、前々から申し上げておりますが、規制改革ホットラインに寄せられた案件をしっかりとフォローしていきたいということで、省庁から来た回答で十分ではないものについては、ワーキング・グループに落とし込んでフォローするなり、場合によっては本会議で取り上げてフォローするというので、ホットラインに寄せられた案件の効果をしっかりと上げていきたいと考えております。

私からは以上でございますので、これから御質問をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○司会 それでは、御質問のある方は挙手をしてお願ひします。

よろしくお願ひいたします。

○記者 今日の議論ではないのですけれども、医薬品のネット販売についてお尋ねしたいのですが、今、政府内で医療用から一般用に切りかえてから3年程度は解禁しない方向で調整が進んでいるという報道もあるのですけれども、この受けとめと、規制改革会議としての考え方を改めて聞かせていただいてもいいですか。

○岡議長 まず、規制改革会議の考え方から申し上げますと、私どもは二度にわたって当会議の意見を出しております。「店舗での対面販売とインターネットによる販売が合理的な理由なく差をつけられることについてはあるべきではない」という基本的考え方は変わっておりません。もしも安全性の問題があるのであれば、それは売り方の問題ではなくて、品目毎にしっかりと対応する必要があるわけです。ここにおいても、売り方によって差をつけることはあってはならないのではないかとというのが私どもの考えであることをまず申し上げたいと思います。

今の御質問の前段にあった部分については、報道されていることについては私も承知しておりますが、まだ事実関係をしっかりと認識しているわけではございません。そのような段階で我々が何か行動をとるとか、何か違った見解を出すことは一切考えておりません。

○記者 もしそうまとまった場合は、改めて規制改革会議として、既にもう2回意見を出されていますけれども、だめ押しでもう一回出されることも可能性としてはありますか。

○岡議長 可能性としてはあると思いますね。ただ、今のところ何もまだ決めておりません。我々としては、政府の最終決定を待っているという段階であるということです。

○記者 2番の医療関係者からのヒアリングのところで、会議での統一見解のようなものは今回は出していないということだったのですけれども、個別の委員の方々からどのような意見が上がったのか大ざっぱに教えていただければと思います。

○岡議長 今日は、委員の方に加え、専門委員もお三方に参加していただきましたが、大変いろいろな意見が出されました。先ほど私が申し上げましたように、今日の会議の目的が理解を深めることだったのでございましたので、委員の方々からのいろいろな御質問に対して、今日来ていただいた御両人から彼らの考え方にもとづく御回答をいただいたということでございます。現在の保険診療と保険外診療の併用という現状を踏まえた上で、さらにこれ

をどうするべきかということがやりとりの中心であったと思います。

○記者 どのようなやりとりがあったのでしょうか。

○岡議長 今の状態をもう少し拡大するようなことができないのかということに対して、それに対する問題点があるのかなとか、そういうようなやりとりだったと思います。今日のところは結論が出ていないので、私から余り断定的なことを言うとまずいと思います。いろいろなやりとりがあって、理解を深めましたよということで御理解をいただきたいのですが。

○記者 ありがとうございます。

○記者 これも今日の会議の話とは直接関係していないのですけれども、国家戦略特区での規制改革のメニューが先週の金曜日に出そろいました。十幾つかの項目が入っているわけですが、その中で特に岡議長として評価なり、注目をされている項目と、逆にちょっと課題として残っているのではないかと思われる項目があれば教えていただけますでしょうか。

○岡議長 私ども規制改革会議で直接、国家戦略特区の規制緩和に意見を述べるとかいうことは今回はございませんでした。もちろん関心はありますが、特区で進めていることと、私どもの会議が全国対象、全国民対象というところに差がございますので、規制改革会議の議長の立場で特区のほうで進めていることにコメントするのは控えたほうがいいかなと思っております。

○記者 今の点で改めて確認ですけれども、規制改革会議のように全国一律でやられることと、特区で地域を絞って、あるいは対象の職業とかを絞って規制を緩めることはそれぞれどういう役割分担でやっていくべきだとお考えなのでしょうか。

○岡議長 私は、どこか連携ができるところは連携したらいいと思っています。ただ、皆さん御存じのように、特区の中で議論されているかなりのテーマを、現在、我々のワーキング・グループ等を通じて検討しています。我々は、我々自身の審議を深めて、我々としての見解を出していかなければいけないので、あちらの方で進んでいることが我々の進めていることに何か大きな影響を与えるとかは考えておりません。我々は我々で粛々とやっていきたいと思っています。

○記者 ありがとうございます。

○岡議長 どうぞ。

○記者 老朽化マンションの件ですけれども、まだちょっと読み込みはしていないのですが、老朽化マンションを単純に建替える場合、それと上物も土地も売っぱらってしまう場合についての所有者の賛否といいますか、これについては特に今回、国土交通省から新しい提案とか報告はあったのでしょうか。

○岡議長 私ども会議としてお願いしているのは、まさに今ある老朽化マンションを建替えるのでも、そこに住んでいる方々が建替えた後、またそのまま入るようなものとか、全部、再開発のような形でやるとか、いろいろなパターンがあるようでございますが、それ

ぞれのパターンごとにそれがよりスムーズに進むような対策を国交省で考えていただくことであります。

皆さんの手元資料1ページに、「改修」「建替え」「取り壊して住替え」というカテゴリーがあって、一番上のものは既に平成25年改正で措置がされているので、今日議論したのは「建替え」と「取り壊して住替え」の2つのカテゴリーのところの「今回見直し案」のような切り口、すなわち「新制度による建物敷地売却」を行うに当たっての多数の賛成による売却決議について、現状5分の4をどうするのか。実際に進めるに当たっては組合をつくったほうが進みやすいとか、そういったことが議論をされたということです。今は、全員の賛同が得られなければならないことを「多数の賛成」というものもどれぐらいの多数にするのかというのがこれからの議論だと思います。

○記者 では、具体的な数字が今日国交省側から、多数という部分が示されたということでは。

○岡議長 ございません。今日はまだ、国交省もしくは法務省から具体的な数字が出たということではございません。ただ、私どものほうからは、この趣旨は、とにかく老朽化マンションに住んで、安心安全の観点から不安に思っている方がたくさんいるという事実があるのだから、これはいろいろな形で前向きに、より建替えがスムーズに、いろいろなパターンがあるにしてもスムーズにいくような形で、いろいろな施策あるいは今言った多数で決める場合のパーセンテージの問題も含めて、より建替えが行われる方向で検討していただきたいということを申しあげました。国交省も法務省もその考え方は否定はしておりません。あとは具体的にどれぐらいの比率の賛同者がいればいいのかということについては、これから検討していただくということになっているわけです。

○記者 わかりました。ありがとうございます。

○岡議長 前の方、どうぞ。

○記者 保険診療と保険外診療の併用療養制度でお二方からヒアリングされたということですがけれども、河北総合病院の理事長さんからは具体的にどういったお話があったのかというのを教えていただけますでしょうか。

○岡議長 その資料に基づいてざっと河北さんからは御説明を受けたのですが。

○記者 資料に目を通したのですけれども、ちょっとわかりづらい感じかなと思ったのですが、要約するとどういったお話があったのでしょうか。

○岡議長 彼からは、混合診療と社会保険の在り方ということで、1ページ目「混合診療と社会保険のあり方」の下に幾つか活字が並んでいますけれども、彼が1つのポイントとしておっしゃっていたのは、民間医療保険を活用してやるということ。一番最初におっしゃっていたのは、一番下を書いてあるポジティブリストからネガティブリストという考え方を強調されておりました。やってはいけないことだけ決めて、あとはもう自由にしたらいいのではないかという御趣旨だったと記憶していますが、そういう考え方を変えるということを非常に強調されておりました。あと、各論では今言ったように、民間保険の活用等々

という形で、今日のテーマである保険外併用療養制度を拡大すべきではないですかというスタンスでいろいろお話されていたと私どもは受けとめております。

○記者 ありがとうございます。

○記者 今と同じ保険外併用療養ですけれども、今回、日医の今村さんと河北の理事長とヒアリングをしましたが、今後も理解を深めるためにヒアリングを続けたいということでしたけれども、どのような立場の方を呼ぼうかなとお考えでしょうか。

○岡議長 今はまだ決めておりません。これから考えていきたいと思えます。幅広くいろいろな方の意見を聴くことが重要だろうと思っておりますけれども、時間的制約もありますから、これからいろいろまた考えていきたいと思えます。

○記者 ありがとうございます。

○岡議長 どうぞ。

○記者 国交省の老朽化マンションの建替えについてですけれども、今回の見直し案を受けて、今回国交省から示された見直し案を受けて、今後、いつごろをめどに話し合いを続けて、規制改革の会議としては何か結論を出されるのか。今後の見通しについて教えてくださいませんか。

○岡議長 今日、私どもの思いは国交省及び法務省にぶつけておりますので、できれば私どもとしては年内には何か方向性を出したいなと思っております。6月の答申で我々としてはこれはやるべきだということを出しておりますから、どの辺まで国交省の考え方なり、あるいは法務省の考え方が引き出せるかにかかっていると思えます。

このテーマは、先ほど言いました11月28日の公開ディスカッションのテーマの1つでもありますので、そういったところでもまた意見交換しながら、進めて行きたいと考えております。

○記者 それは引き出した上で、改めて意見として何かまとめるということなのでしょうか。

○岡議長 内容によってはあると思えます。ただ、これは重点的フォローアップ案件でございますので、前回の答申の中に書いてありますし、政府の実施計画にも載っております。そういう意味では、関係省庁がしっかりとその実施計画に基づいて行動をとるかどうかを我々がしっかりとフォローアップしていく必要があるというのが基本スタンスである。ただし、今、御指摘のように、その結果によっては、我々の会議としての意見を出すことはあり得ると思えます。

○記者 前回もちょっとお聞きしたのですけれども、保険外併用療養費の件と公開ディスカッションの関係ですが、これはあくまでも先ほど議長がおっしゃったように、世論を盛り上げる目標ということと、あとは11月28日の段階で結論を導き出すものではないとおっしゃったのですけれども、作業としては、規制改革会議の取りまとめと公開ディスカッションはあくまで平行で、ディスカッションの結果を受けて例えば結論をまとめるというリニアな関係なのか。そのあたりはどのような。

○岡議長 公開ディスカッションの主たる目的は、御理解いただいているとおりで、私が先ほど説明したとおりでございまして、規制とは何であるとか、規制改革というのはどういうものであるかということについての国民の理解を深めたいというのが一番であります。ですから、何をテーマに上げるかというのは、何かすぐ決着をつけたいとかというテーマを持ってきているということではなくて、時間的制約があるので、たくさんある候補案件の中から選んだということでありまして、先ほども触れましたように、この2つは、国民の関心が相対的に高いということと、割と理解しやすいテーマなのかもしれないということが選んだ理由でございまして。ただ、公開ディスカッションでこの2つのテーマをすぐ決着をつけるということでは必ずしもなく、あとは本会議なり、ワーキング・グループで並行的に審議を進めていきますので、そちらのペースになると思います。

先ほど老朽化マンションの建替えの検討スケジュールについて御質問があったので、あのようなお答えをしましたが、いわゆる混合診療についても公開ディスカッションですぐに何か結論を出すということではないと御理解いただきたいと思います。

○記者 あともう一点ですけれども、こちらは年内の本会議の優先検討事項ということで、保険外併用療養費の議論をやっておられるわけですけれども、おおむねスケジュール感というものはできているのでしょうか。

○岡議長 私どもとしては、最優先案件として挙げた3項目については、できれば年内にまとめたいと考えております。

後ろの方、どうぞ。

○記者 社会福祉法人の財務諸表の問題ですけれども、これは公開の状況についての調査でしたが、例えば公表の中身、実際に信頼に至るような財務諸表になっているのかどうかとか、そういった中身の問題とか、その辺の議論は今日はなかったのでしょうか。手段のほうは今回問題になっていますけれども、実際にこれは惨たんたる議事もおっしゃっていましたが、この状況が来年になってどう改善されるように期待されるのかお願いします。

○岡議長 中身の議論が全くなかったわけではございませんが、私どもとしては、やはり最初の一步としては、経営情報、特に財務諸表がわからないのではどうしようもない。本来、国からお金が入っているわけですから、そういうものを公表するのは当然であるという認識のもとで公表を求めているわけでありまして。その考え方については厚労省のほうも理解をしていると私は思っております。

ただ、今日の報告を受けまして、余りにもお粗末だなと、多くの委員から意見が出ました。それを厚労省の方にも理解をしてもらおうべく申し上げました。ただ、私どもとしては、6月の答申フォローアップとしては、来年度、すなわち平成25年度分から、100%の社福から公表されること自体を当面のターゲットにしております。今回、24年度についての実態調査の報告を受けたわけでありまして、これについては今までやっていなかったところをやれとって、わずか半年足らずのところでの話でございまして、満足してはおりませんけれども、むしろ、私どもの目指すところは、25年度分からは100%公表されるという

ころを重視していきたい。そこへ行くためにも、余りにも不十分なままで、24年度分はこのままでいいのだとすることは、我々のターゲットとの絡みから好ましくないという判断で、24年度についても、もう一度、9月末なら9月末時点でのデータを集めた結果の報告をしていただこうかと今日要請をしたわけでありませう。

よろしいでしょうか。

○記者 また別件ですけれども、タクシーの規制について国が供給過剰と判断した地域については、乗車や新規参入を3年間禁止するという法案が議員立法で出されようとしています。これはむしろ規制を強化する動きなのだと思うのですが、これについてどう見ていらっしゃるか御意見をお願いします。

○岡議長 そういう動きがあることは承知しております。ただ、まだでき上がったものではないので、我々規制改革会議という立場からすると、意見を述べる立場ではないと思っています。実際に法律ができ上がった後にそのテーマに取り組むかどうか、その時点でまた考えようと思っています。

○記者 法律ができ上がった後というのは、法案が出されたときという、法案が国会で成立した後でということですか。

○岡議長 基本的には現実のものになったということですね。規制なら、規制として現実のものになった段階でという意味です。

○記者 それで取り上げていこうかと。

○岡議長 取り上げることがあるということです。

○記者 わかりました。

○記者 社福の財務状況の公開の件でお伺いできないかなと思って、今回、どれぐらいの社福が公開したかというデータは出ていますけれども、例えば平均内部留保額であるとか、売り上げが平均どれぐらいであるとか、公開されたデータの分析は今後やらないものなのでしょうか。あくまでここまでするのでしょうか。

○岡議長 やらないと決めたわけではないですけれども、私どもとしては、まずは公表してくださいよというところで、先ほど来申し上げているように、25年度の財務諸表あるいは経営情報がすべての社福から公表されることを当面のターゲットにする。それが出てきたら、その次に中身の分析をして、何かするかどうかについてはその後の課題だと思います。果たして、そこまで規制改革会議という立場で、中身の分析までするのかどうかということについての議論が必要だったらやろうかと思っていますけれども、とりあえずは、何も見えていない状態は好ましくないから、とにかくオープンにしてくださいと。それが出てくれば、ある特定の社福の内部留保がこんなにあるのかということが一目瞭然になりますね。その辺の中身の話については、そういう形で全てオープンになったところでいいと思っているし、そこまで我々規制改革会議が踏み込むかどうかということも含めて議論したいと思っています。やらないと言っているのではないですよ。ただ、そこまで決まっていないということです。出てくると、多分そういう議論になるのだろうなとは思っています

けれども、今はまだそこまで議論を内部でしていませんので、とりあえず全てオープンにしてもらいましょうと、そこがまず第一歩だなと。現在は寒い状態ですから、これが社福の財務諸表、経営情報の公表の実態だと、これがもうどうしようもないので、まずこれを我々が納得する、今日も100%と言っていますけれども、とにかく100%公表をしてよと。それは、我々会議が言ったからやるのではなくて、監督省庁である厚労省として当然やるべきでしょうと。そういう実態を把握するのは当然の責務ではないのですかと。それを是非やってくださいと。そうすることがそれぞれの社会福祉法人の健全性といったものにつながっていくのではないですかということまでは言っています。

○司会 それでは、時間の関係で、最後の質問とさせていただければありがたいと思います。

○記者 インターネットでの薬の販売のことでお尋ねしたいと思います。今、報じられているのが、医薬用から一般用に切りかわったばかりの23品目は3年かけて解禁すると。劇薬5品目はネット販売の対象から除外するということが今、報じられているわけですが、この案について、今日の会議で委員から何か意見は出なかったでしょうか。私は冒頭は出ていなかったのですけれども、大臣、政務の方からは何か意見は出たのでしょうか。

○岡議長 本日の会議では、インターネットの薬の販売については、委員及び政務の方も含めて誰からも発言がございませんでした。私も何も言っていません。ただ、冒頭に質問がありましたのでお答えしたということです。一言で言うと、正式な結論を待っていますということです。今、おっしゃられたことは報道では知っていますけれども、私どもは厚労省からも正式には何も聞いていません。

○司会 それでは、以上で会見を終わります。

ありがとうございました。

○岡議長 どうもありがとうございました。